

車イス貸出規程

(目 的)

第1条 この規程は、長崎県社会福祉協議会が保有する車イスの貸し出しについて定めることを目的とする。

(貸出の範囲)

第2条 非営利を目的とした活動のために利用する各種団体、学校等。

(貸出の制限)

第3条 車イスは次の事項に該当する場合は貸し出しをしない。

1. 興行的営利を目的として利用するとき
2. 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき

但し、事業目的、内容に福祉、教育、青少年健全育成、文化、スポーツ等の振興に効果が期待されることが判断され、本会が認めたものについてはこの限りではない。

(貸出の手続き)

第4条 予約貸し出しを原則とする。申し込み希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙申込書に必要事項を記入し借用日の1ヶ月前までに下記に申し込むこと。

申込場所 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター内
長崎県社会福祉協議会
電話 095-846-8618 FAX 095-844-5948

(貸出期間)

第5条 車イスの貸出期間は原則として2週間以内とする。

但し、事業の目的、内容により本会が必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。なお、貸出期間は利用者との協議により決定する。

(返 却)

第6条 車イス使用後は次のメンテナンスを行い、原状復帰のうえ返却すること。

1. 野外で使用した時は、タイヤを軽く拭き取る
2. シート等軽く拭き取る
3. 付属品の紛失がないか確認する

(費用の負担)

第7条 車イスの貸し出しは無料とする。但し、搬送並びに貸出期間中の修理・メンテナンスに要する費用はすべて利用者の負担とする。

(弁 償)

第8条 利用者は車イスを故意または過失により減失・破損したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(附 則)

1. この規程は平成18年3月10日から実施する。
2. 平成30年4月1日 一部改正